

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

すみだ消費生活展2012

と き : 10月27日(土) 午後1時~午後4時 (入場は3時半まで)
10月28日(日) 午前10時~午後3時 (入場は2時半まで)
と ころ : すみだリバーサイドホール・イベントホール(墨田区役所併設2階)ほか

【主催】すみだ消費生活展2012実行委員会・墨田区 【事務局】墨田区産業観光部生活経済課

スタンプラリー&福引で、
すてきな景品が
もらえます!



「エンディングノート」

消費生活相談員が説明します。

各日: 午後1時45分受付 (先着30名)

会場: リバーサイドホール1階会議室

消費者相談コーナーへ、お立ち寄りください。



すみだまつり及び消費生活展の会場に、すみだ消費者センターのブースを開設します。契約に関するトラブルや消費者トラブルで困っている方、専門の相談員が相談をお受けします。

すみだまつり: 錦糸公園会場内

日時: 平成24年10月13日(土)、14日(日) 午前10時~午後3時

すみだ消費生活展: すみだリバーサイドホール イベントホール会場内

日時: 平成24年10月27日(土) 午後1時~4時、
28日(日) 午前10時~午後3時



モデルの勧誘トラブル！

「写真撮影で高額な契約をしてしまった。」

クーリング・オフして、やめたい！



【相談事例】

路上で「読者モデルをやってみないか？写真テストに合格して、事務所に入れば、仕事を紹介できる。」と声をかけられ、その場で写真を撮られた。

「合否を知らせるので、明日確認の電話をかけて。」と言われ、翌日電話をかけたところ、「合格をしたので、説明を聞きに来て。」と言われた。

後日、事務所に出向いたところ、「プロダクションに売り込むためには、プロフィール用の写真が必要で10万円がかかる。とりあえず内金を支払ってほしい。」と言われ、申込書を書いて、1,000円支払ってしまった。

冷静に考えると、当初は高額な料金がかかることは聞いていなかったのをやめたい。

【アドバイス】

「モデルになりませんか？」と繁華街などで声をかけられ、事務所に出向いたところ、高額な写真撮影代やレッスン料を請求されたという相談が寄せられています。

事例では、販売目的を告げられずに、事務所呼び出され契約をしていますので、クーリング・オフにより契約を解除でき、1,000円は返金されました。

事例の他にも、撮影料やレッスン料を支払っても、実際は仕事がこないというトラブルもあります。

業者はモデルやタレントに憧れる気持ちに付け込んで甘い言葉をかけてきますが、金銭の負担を求められる場合は注意しましょう。その場で契約せずに、家族に相談をするなどして冷静に判断してください。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

